

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	目次	目次のページ数の記載を適正化しました。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	1.0.2-53	第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果の記載に関して、1号炉西側31mエリアの②周辺タンク等の損壊による影響評価結果を「影響なし」としていた根拠を追記しました。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	1.0.2-69～1.0.2.72	保管場所支持力評価の評価基準値について、設定根拠が分かる様、記載を追加しました。 保管場所支持力評価の鉛直最大応答加速度の算出地点が分かる様、第5-8表を追加しました。それに伴い、以降の表番号を適正化しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	1.0.2-95, 98, 99	第6-5表について、対象設備が建屋内にある場合は建屋名称を記載しました。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	1.0.2-95～99, 101～115, 119, 120	第6-5表（可燃物）、第6-6表（薬品）、第6-8,9表（溢水）について、対象設備の区分、支持状況を追加しました。これにより第6-5,6表の枚数が増加しました。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	1.0.2-96～98	第6-5表について、以下の注釈に影響評価欄の記載に紐づけるよう適正化しました。 ※4：基準地震動による防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内に流下する又は排水路に流下するが、「防油堤内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセスルートに影響がないことを確認する。（別紙(17)参照）	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.3）	1.0.2-98	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）給排水処理設備建屋 （新）給排水処理建屋	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-118,120 別紙39-1,4	以下のタンク名称を適正化しました。(下線部参照) (旧) 1号炉タービン油計量タンク 3号炉タービン油計量タンク (新) 1号炉油計量タンク 3号炉油計量タンク	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-120 1.0.2-別紙39-1	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 発電所の所則類 (新) 社内規程類	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2- 133,135,136,139,158,159,162,165,166,1 69	地中埋設構造物等を示している図面について、「防潮堤(地中部)」及び「防潮堤(地中部)と埋戻部の境界」を追加しました。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-138	第6-20図の凡例について、「アクセスルート(要員)」を追加しました。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-146	以下の記載について修正しました。(下線部参照) (旧) <u>1</u> 、2号埋戻土 (新) <u>3</u> 号埋戻土	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-146,153	以下の記載を追加しました。(下線部参照) なお、詳細設計段階においては、Ss-1以外のその他の基準地震動の影響についても確認する。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙2-13,14	第1図、第2図について、射程範囲の円に記載している“約●m”の“約”を削除し、適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙2-13, 14	第1, 2図について適正化しました。(下線部参照) (旧) T. P. 10m, T. P. 32m, T. P. 32m (新) T. P. 10_0m, T. P. 32_8m, T. P. 33_1m	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙2-14	放水砲性能曲線と建屋高さとの関係について、技術的能力1.12で整理されているため、参照先を記載しました。 放水砲性能曲線と建屋高さとの関係については、技術的能力 添付資料1.12.5「放水砲配置図(原子炉格納容器最上部への放水時)」参照。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙2-15	放水砲設置位置について、外装材脱落の影響を受けずに設置可能であることを記載しました。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙2-17~19	第2, 4, 6図について適正化しました。(下線部参照) (旧) T. P. 10m, T. P. 39m (新) T. P. 10_0m, T. P. 39_0m	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙9-5	第2表について、以下の構造物名称を適正化しました。 (旧) 1号炉発電機用ガスボンベ庫 2号炉発電機用ガスボンベ庫 (新) 1号炉発電機ガスボンベ庫 2号炉発電機ガスボンベ庫	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙9-13	第4表について、建屋及び構築物における評価方針の記載を適正化しました。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-1	第1表について、ここで示している建屋の位置付けが分かるよう注釈を追記しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-2, 3, 6, 7	51m倉庫・車庫における静的漸増解析の位置付けが分かるよう、第1図として評価フローを追加しました。 また、それに伴い図番号を修正しました。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-46, 57	履歴特性について追記しました。 合わせて、「非線形特性」を「復元力特性」に記載適正化しました。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-52	基礎の形状及び支持状況が分かるよう、概略平面図及び断面図を修正しました。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-56	以下の誤記を適正化しました。 (旧) 王予備 (新) 及び	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-63	ブレースの配置が分かる通りに断面図を見直しました。 合わせて、高さ方向寸法を追記しました。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙10-70	外力分布の説明について記載適正化しました。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙16-1～3	第1表 「主働崩壊角の算定根拠」を追加し、それに伴い以降の表番号を適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙35-1~3	積雪、凍結時の対応について、記載内容を充実させました。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-別紙39-11	地下水排水設備の排水経路のうちSs機能維持としない範囲が閉塞した場合の溢水評価について、今後評価を実施するため添付資料-1を追加しました。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-補足24-4,5	原子炉補機冷却海水放水路を非岩着構造から岩着構造に再構築し、基準地震動による地震力に対して構造強度を確保する方針に見直したことに伴い、地震時におけるアクセスルート確保の信頼性を向上させるために、耐震性の確保された原子炉補機冷却海水放水路の上部を通行するルートに変更したことから、変更前後を示した資料「2. 3号炉電気建屋付近のアクセスルートの変更について」を追加しました。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.3)	1.0.2-補足24-9,10	資料頁数を増やしたことにより、章題番号及び図番を変更いたしました。	